

最終更新日:2010年3月19日

株式会社キタック

代表取締役社長 中山 輝也

問合せ先: 経理部長 高橋 幸雄

証券コード: 4707

<http://www.kitac.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、従来から株主重視の基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実を念頭においた経営の透明性や公正性、健全性を確保することが重要な経営課題と考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
中山 輝也	1,671,336	28.00
五十嵐 英輝	760,300	12.73
株式会社第四銀行	278,000	4.65
キタック社員持株会	276,700	4.63
東京中小企業投資育成株式会社	233,424	3.91
中山 和子	197,332	3.30
安尻 利行	150,048	2.51
中山 道子	93,500	1.56
中央三井信託銀行株式会社	90,000	1.50
石田庸子	88,500	1.48

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	10月
業種	サービス業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

支配株主、親会社及び子会社を有しません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 更新

当社の組織自体が極めて小規模であることに加え、地質調査及び土木設計を主たる業務とすることから取締役相互による経営に対する監視機能および中立性は十分確保されているため。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置していない
監査役の人数	2名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、社内各部門の業務執行状況について定期的に業務監査を行っており、取締役会に出席するほか、定例的に開催される各種重要な会議にも出席し、経営監視の機能を果たしております。また、監査法人との間では、定期的に情報および意見の交換を行い、また、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

監査役と内部監査部門の連携状況

常勤監査役と内部監査室とは、必要に応じて随時、情報交換を行い、社内業務の適正化、コンプライアンス遵守状況、業務改善・指導事項を共有化しております。

社外監査役の選任状況	選任していない
------------	---------

現状の体制を採用している理由 更新

会社法が規定する社外監査役の要件には該当しないが、監査役2名のうち1名(非常勤)は、実質的には社外の監査役であり、十分その役割を果たしている。ただ、今後については、社外監査役の選任を受け、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図っていく方針です。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状の当社の経営環境を総合的に判断して実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役と監査役とに区分して総額で表示しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は、原則として毎月1回「取締役会」、年3回「所属長会議」を開催し、さらには「営業責任者会議」を適時必要に応じて開催し、法令で定められた事項や経営に関する会社の重要事項の意思決定をすとも、情報の共有化および危機管理の徹底に努めております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	1月中旬に株主総会を開催します。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR情報(決算情報・適時開示資料等)を開示する専用のホームページを設けています。	なし

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動基準」の項目の一つに「ステークホルダーとの適切な関係とコミュニケーション」を設け、各ステークホルダーの立場の尊重について規定しています。

#### IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制）に係るシステムの構築について、以下の通りの基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社の経営理念に則り制定された「企業行動基準」に関する具体的手引書として「コンプライアンス・ガイドライン」を策定し、取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に関する情報は、文書及び記録の管理に関する規程に則り、保存及び管理を適正に実施するとともに、取締役及び監査役からの閲覧請求には速やかに対応する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築し、リスク管理の推進を図るとともに、内部監査部門は独立した立場から監査を実施する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業務を執行する。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・子会社を設立した場合は、グループ企業としての業務の適正を確保するための部門を設置し、円滑な業務運営に努めるとともに、内部監査部門により、グループ企業各社の業務の有効性、適正性の監査を実施する。
6. 監査役監査の実効性を確保する体制
  - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査室に所属する使用人が監査役の職務補助を行う。
  - ・監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価等に関する事項については、常勤監査役の同意を得る。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
  - ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある場合、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。
  - ・また、常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し取締役それぞれの職務執行に関する報告を受けるとともに、内部監査室から内部監査の実施状況及びコンプライアンスの状況について、適時報告を受ける。

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況）

当社は当社がとるべき基本的な基準・指針を定めた「企業行動基準」の中で、『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決する』ことを定め、具体的手引書であるコンプライアンス・ガイドラインでも詳細な説明を設けて、全役員への周知・徹底を図っております。

以上

**V** その他1. 買収防衛に関する事項  
\_\_\_\_\_2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項  
\_\_\_\_\_